4.11 国籍国又は居住の権利を有する国

4.11.1 標準規定

公的機関は、国際法に従い、自国の国籍若しくは市民権について完全な地位を有している密航者又は自国の法令に従い自国に居住する権利を有している密航者の帰還を受け入れる。

4.11.2 標準規定

公的機関は、可能な場合には、自国の国民であること又は自国に居住する権利を有していることを主張する密航者の身元関係事項及び国籍又は市民権の特定を支援する。密航者の国籍国の現地における大使館、領事館その他の外交代表は、可能な場合には、当該密航者の国籍の確認及び緊急の旅行証明書の提供を支援することを要求される。

4.12 乗船国

4.12.1 標準規定

公的機関は、自国の港において密航者が乗船したことが十分に立証された場合には、入国が認められなかった下船地点から送還された当該密航者を審査のために受け入れる。密航者が乗船した国の公的機関は、当該密航者を以前に入国が認められなかった国に送還してはならない。

4.12.2 標準規定

公的機関は、自国の港において密航未遂者が乗船したことが十分に立証された場合には、当該密航未遂者の下船を認め、及び自国の領水内にある船舶又は適当な場合には自国の国内法令に従って自国の出入国管理上の管轄の下にある区域内の船舶において発見された密航者の下船を認める。密航者の留置又は移送のための費用に関して、船舶所有者に対して制裁又は課徴金を課してはならない。

4.12.3 標準規定

密航未遂者を乗船した港で下船させることができなかった場合には、当該密航未遂者は、この節の規則に従って密航者として取り扱われる。

4.13 旗国

4.13.1 標準規定

船舶の旗国の公的機関は、次のことについて、船長若しくは船舶所有者又は寄港地の適当な公的機関を支援し、及びこれらの者と協力する。

密航者及びその国籍を特定すること。

関連する公的機関に対して密航者を船舶から下船させることが可能な最初の機会に下船させるための支援を申し入れること。

密航者の移送又は送還のための措置をとること。

4.14 密航者の送還

4.14.1 勧告規定

公的機関は、密航者が有する書類が不適当な場合には、実行可能なときはいつでも、かつ、自国の法令及び安全上の要件と両立する限り、当該密航者の写真その他の重要な情報を付した説明書を発行し、又はこれに代えて関係する公的機関が認める適当な旅行証明書を発給すべきである。当該説明書は、当該密航者の出身国又は適当な場合には当該密航者が旅行を開始した地点への送還（輸送手段のいかんを問わない。）を認め、かつ、当該公的機関が課する他の条件を明示するものであり、また、当該密航者の移送に関係のある船舶の運航者に手交されるべきである。当該説明書には、通過地点又は下船地点の公的機関が要求する情報を含める。

4.14.2 勧告規定

密航者が下船した国の公的機関は、当該密航者の送還中の通過地点の関連する公的機関に対して、当該密航者の地位を通報すべきである。密航者の送還中の通過地点の公的機関は、通常の査証の要件に従うこと及び国家安全保障上の懸念が存在しないことを条件として、当該密航者が下船した港の属する国の公的機関による退去命令に従って移動している当該密航者が、自国の港及び空港を通過することを認めるべきである。

4.14.3 勧告規定

寄港国が密航者の下船を拒否した場合には、当該寄港国は、不当に遅滞することなく、当該密航者を輸送する船舶の旗国に対して下船を拒否した理由を通報すべきである。

4.15 密航者の送還及び処遇に要する費用

4.15.1 勧告規定

密航者が下船した国の公的機関は、当該密航者が発見された船舶の船舶所有者が当該密航者の留置及び送還に係る費用並びに書類に係る追加の費用を負担すべき場合には、原則として、実行可能な限り当該船舶所有者に対して当該費用を通報すべきであり、また、当該費用については、実行可能な限り、かつ、自国の法令に従って最小限にとどめるよう、当該船舶所有者と協力すべきである。

4.15.2 勧告規定

密航者が下船した国の公的機関による当該密航者の処遇に要する費用を船舶所有者が負担する期間については、最小限にとどめるべきである。

4.15.3 標準規定

公的機関は、船舶の船長が到着港の適当な当局に対して密航者の存在を適切に通報し、及び密航者が当該船舶にアクセスすることを防ぐための妥当な全ての防止措置をとっていたことを示す場合には、自国の法令に従い、当該船舶に対する制裁を軽減することを検討する。

4.15.4 勧告規定

公的機関は、船舶所有者が密航者の輸送を防止するための措置について管理当局と十分協力した場合には、自国の法令に従い、適用され得る他の課徴金を軽減することを検討すべきである。